

# 盛土規制法による規制区域の指定の際に 行われている一定規模以上の盛土等は、届出を行う必要があります。

- 規制区域が指定される令和7年10月1日(水曜日)の時点で、宅地造成、特定盛土等または土石の堆積に関する工事の施工中である工事主は、工事の内容について届出を行う必要があります。
- 届出のあった工事については、土地の位置や工事主の氏名のほか法令で定められた事項を、香川県のホームページで公表します。

根拠：宅地造成及び特定盛土等規制法第21条・第40条

## 提出期間：令和7年10月1日(水)～令和7年10月22日(水)

### 届出が必要な工事の規模

※高松市を含む県内全域が、宅地造成等工事規制区域または特定盛土等規制区域に指定されるため、下記の規模に該当する場合は、届出が必要になります。

|          |       | 届出書                                                     | 届出書+図面等                                                    |
|----------|-------|---------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|
| 土地の形質の変更 | 要件    | ①盛土で高さが<br>1m超 2m超<br>の崖を生ずるもの                          | ②切土で高さが<br>2m超 5m超<br>の崖を生ずるもの                             |
|          | イメージ図 |                                                         |                                                            |
|          | 要件    | ③盛土と切土を<br>同時に行い高さが<br>2m超 5m超<br>の崖を生ずるもの<br>(①,②を除く)  | ④盛土で高さが<br>2m超 5m超<br>となるもの (①,③を除く)                       |
|          | イメージ図 |                                                         |                                                            |
| 土石の堆積    | 要件    | ⑤盛土又は切土を<br>する土地の面積が<br>500㎡超 3,000㎡超<br>となるもの (①,②を除く) | ⑥最大時に堆積する高さが<br>2m超 5m超<br>かつ面積が<br>300㎡超 1,500㎡超<br>となるもの |
|          | イメージ図 |                                                         |                                                            |
|          |       | ⑦最大時に堆積する面積が<br>500㎡超 3,000㎡超<br>となるもの                  |                                                            |

※以下の工事については、上記の規模で行う工事であっても、法令において盛土規制法に基づく手続きが不要とされています。(本届出も不要です)  
・盛土規制法施行令第2条で定める公共施設用地で行われる工事や、第5条第1項で定める災害の発生のおそれがないと認められる工事  
・農地及び採草放牧地において行われる通常の営農行為

### 届出に必要な書類等

|         |                                       |
|---------|---------------------------------------|
| 届出書     | 届出書、委任状(手続きを委任する場合)                   |
| 届出書+図面等 | 届出書、写真、位置図、地形図、土地の平面図、委任状(手続きを委任する場合) |

- 工事の施工中とは、工事に着手している状態であり、請負契約を締結した時点や資材を購入した段階ではありません。なお、規制区域が指定された日以降に着手する工事については、盛土規制法の許可等の手続きが必要となる場合があります。
- 図面等の作成要領、届出の方法、Q&Aについては、建築指導課HPをご覧ください。

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/kenchiku/morido/kyokatoriatasukai.html>

お問い合わせ先

○盛土を行う場所が高松市以外の場合

香川県建築指導課 開発・盛土規制室

〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1-1 0

電話：087-832-3614 FAX：087-806-0239

電子メール：kenchiku@pref.kagawa.lg.jp

○盛土を行う場所が高松市内の場合

高松市 建築指導課 盛土規制係

〒760-8571 香川県高松市番町一丁目8-1 5

電話：087-839-2488 FAX：087-839-2452

電子メール：kenchikushidou@city.takamatsu.lg.jp